



「産業雇用安定助成金」のご案内



！新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先双方の事業主に**対して**助成**します。

● 助成金の対象となる出向

雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象です。

※従業員の雇用の維持を図ることを目的とした助成制度のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提となります。

対象事業主

※出向元事業所・出向先事業所が雇用保険の適用事業所であること



出向元事業主

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により**事業活動の縮小**を余儀なくされた場合に、雇用する労働者の雇用維持を図るために労使間の協定に基づき出向を実施すること

出向先事業主

- ①出向の受け入れに際し解雇等がないこと
- ②雇用量の減少が少ないこと

ポイント

「事業活動の縮小」とは

※①～③のいずれかに該当する必要があります。

- ①生産指標の最近の1か月の値が、1年前の同じ月に比べ**5%以上減少**している。
- ②生産指標の最近の1か月の値が、2年前の同じ月に比べ**5%以上減少**している。
- ③生産指標の最近の1か月の値が、計画届を提出した月の1年前の同じ月から計画届を提出した月の前々月までの適当な1か月に比べ**5%以上減少**している。

※「最近」とは計画届を提出する日の属する月の前月を指します。

※①～③いずれも比較する月は1か月を通して雇用保険適用事業所であり、1か月を通して雇用保険被保険者を雇用している月である必要があります。

「雇用量の減少が少ないこと」とは ※①または②のいずれかに該当する必要があります。

- ①雇用指標の最近3か月間の平均値が1年前の同じ3か月間に比べ、**大企業は5%を超えてかつ6人以上、中小企業は10%を超えてかつ4人以上減少**していない。
- ②雇用指標の最近の1か月の値が計画届を提出した月の1年前の同じ月から計画届を提出した月の前々月までの適当な1か月に比べ、**大企業は5%を超えてかつ6人以上、中小企業は10%を超えてかつ4人以上減少**していない。(②は雇用保険適用事業所設置後1年未満の事業所に限る)

※「最近」とは計画届を提出する日の属する月の前月を指します。

※比較する月は3か月間(②の場合は1か月)を通して雇用保険適用事業所であり、3か月間(②の場合は1か月)を通して雇用保険被保険者を雇用している月である必要があります。

親会社と子会社間の出向や、代表取締役が同一人物である企業間の出向など、資本的、経済的、組織的関連性からみて、出向元事業主と出向先事業主との間で独立性が認められるかにより**助成内容が変わります**。独立性の有無については、以下の方法等で判断されます。

*資本金の**50%を超えて**出資していること

*取締役会の構成員について、次のいずれかに該当すること

- ・代表者が同一人物であること
- ・両法人の取締役を兼務している者が、いずれかの会社について過半数を占めていること



助成率・助成額

※支給限度：1人当たり一の事業主に雇用された同一の労働者に対する支給は12か月（365日）を限度とします。

出向運営経費：出向元事業主・出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など出向中に要する経費の一部を助成します。

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
独立性が認められない事業主間の出向の場合	2/3	1/2
上限額(出向元・出向先の計)	12,000円/日	

出向初期経費：就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際して行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品などの**出向の成立に要する措置を行った場合に助成**します。(独立性が認められない事業主間の場合、出向初期経費は支給されません)

	出向元	出向先
助成額	各10万円/1人当たり(定額)	
加算額(※)	各5万円/1人当たり(定額)	

※出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産要件指標が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。

受給までの流れ

出向の計画

●出向を実施するにあたって、まず出向をどのように行うか、具体的によく検討して計画を立てましょう。

労働組合などとの協定
出向予定者の同意
出向元事業主と出向先事業主との契約



●出向元事業所において出向労働者に対して、**出向前に本人の同意**を得ておく必要があります。出向先事業所での労働条件の明示が必要です。また、出向元事業主と労働組合等との間で**出向協定を結ぶ**必要があります。

●出向元事業主と出向先事業主の間で**出向契約を締結**する必要があります。賃金の負担割合は合理的なものになるようにしてください。

出向計画届提出・要件の確認

●出向元事業主と出向先事業主が出向計画届を作成し、**出向開始日の前日**(可能であれば2週間前)までに山梨労働局へ提出してください。(手続きは**出向元事業主**がまとめて行います)

出向の実施

●計画届に基づいて出向を実施します。

支給申請・助成金受給



●**1か月以上6か月以下の任意で設定した期間**(月単位)ごとに出向元事業主と出向先事業主が支給申請を作成し、山梨労働局へ提出してください。(手続きは**出向元事業主**がまとめて行います)

●支給申請書に基づき出向元事業主・出向先事業主それぞれに助成金を支給します。

申請・お問い合わせ先



(詳細はこちら)

助成金を受けるにあたっての支給要件はこのリーフレットに記載されている以外もごさいます。ご不明な点は**山梨労働局職業安定部訓練室055-225-2861**までお問い合わせください。